障がい者福祉計画【概要版】

（令和２年度～令和６年度）

令和２年３月

大和市

■ 計画の策定にあたって

Ⅰ 計画の位置づけ

・市町村における障がい福祉に関する法定計画は、「障害者基本法」第１１条において規定される「市町村障害者計画」、「障害者総合支援法」第８８条に規定される「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法」第３３条の２０に規定される「市町村障害児福祉計画」の３つの計画があります。

・本計画は、「市町村障害者計画」にあたる計画として位置づけられ、本市の障がい者施策全般にわたり取り組むべき方向性を定める計画です。

・「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」に位置づけられる計画としては「第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画」（計画期間：平成３０年度～令和２年度）を策定しており、地域の実情に合わせて障がい福祉サービスの数値目標やサービスの見込み量等を定めています。

・本市の市政運営における基本的な計画である「健康都市やまと総合計画」や「地域福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援計画）」、「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」等と整合を図るとともに、「障害者基本法」の理念や国の「障害者基本計画」、神奈川県の「かながわ障がい者計画」等の上位計画を踏まえて策定します。

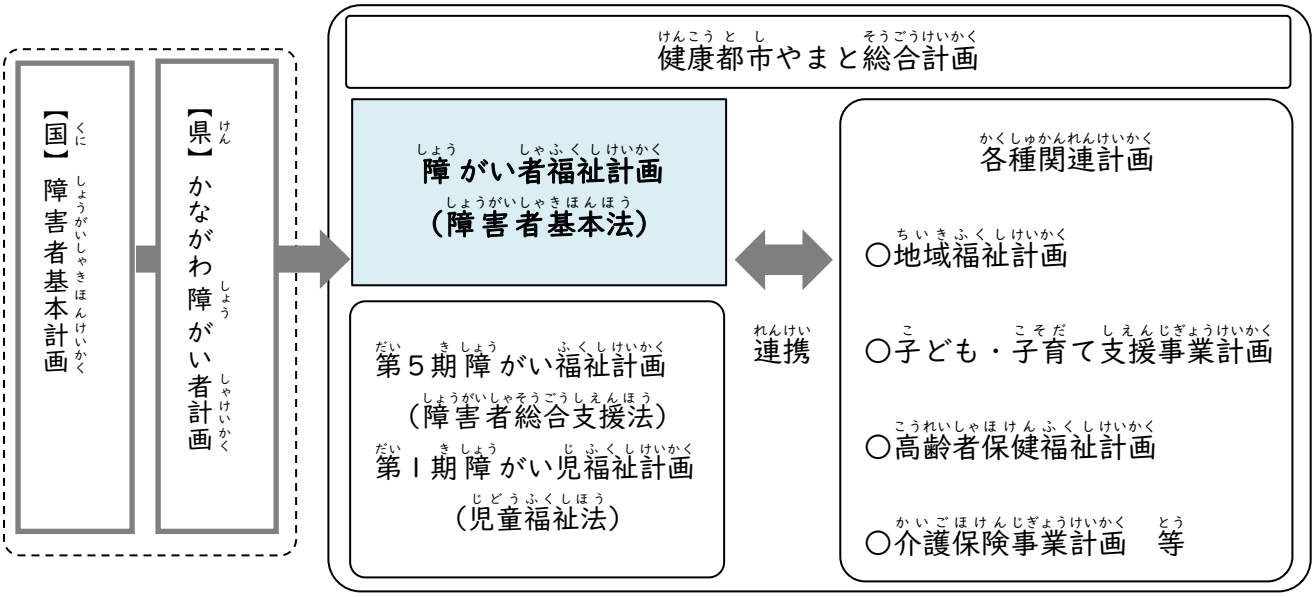

2 計画の期間

・本計画の計画期間は、国の「障害者基本計画」及び県の「かながわ障がい者計画」の計画期間が５年間であることから５年間とし、令和６年度までとします。

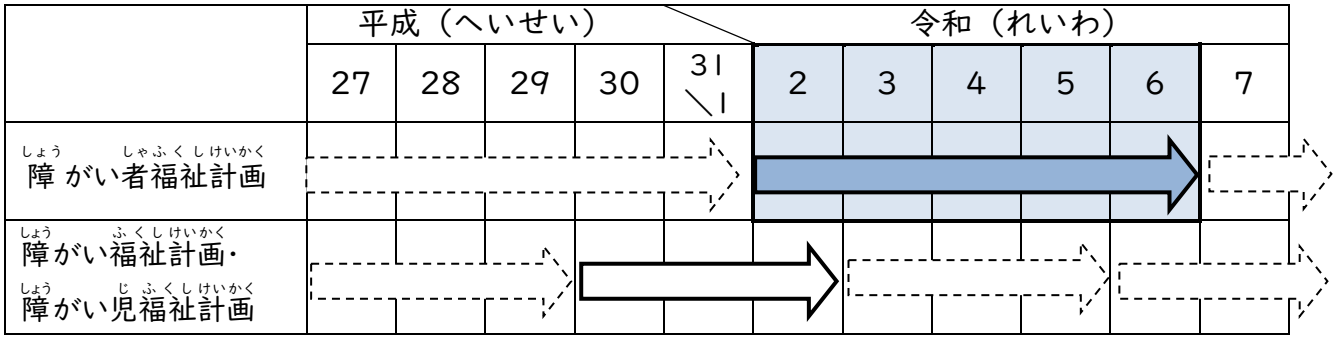

3 計画の策定体制

・本計画は、市内の当事者団体や市民委員等の参加による「大和市障がい者福祉計画審議会」による審議を経て策定されました。また、市民を対象とした「アンケート調査」、事業所や当事者団体等を対象とした「ヒアリング調査」を行いました。計画案がまとまった段階においては「パブリックコメント」を実施し、市民や当事者の声を生かした計画となっています。

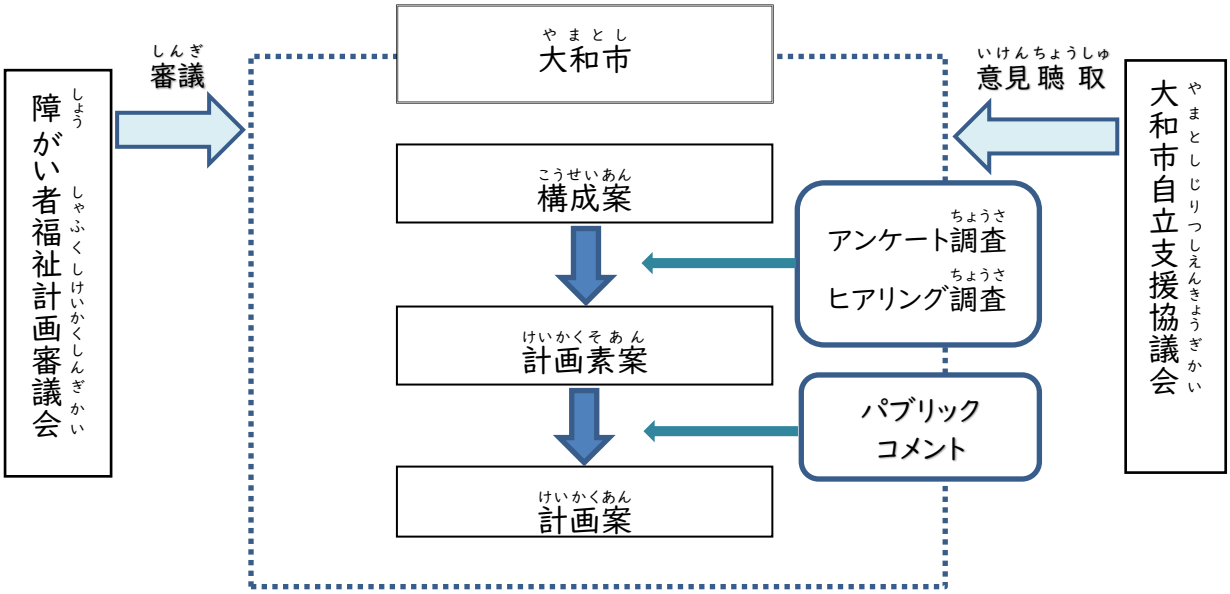

■ 計画の理念

Ⅰ 基本理念

「障害者基本法」の理念、国の「障害者基本計画」や神奈川県の「かながわ障がい者計画」、「健康都市やまと総合計画」、「大和市地域福祉計画」等の関連計画の方向性及び前回計画策定以降の障がい者福祉行政の動向を踏まえ、大和市障がい者福祉計画が、長期的に追求していくべき姿として、前計画に引き続き「一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活しているまち」を基本理念として位置づけます。

基本理念の方向

市民一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会を目標とし、大和市総合計画の将来都市像である「健康都市やまと」の実現を目指します。

基本理念

一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活しているまち

2 めざすまちの姿

健康都市やまと総合計画（令和元年度～令和１０年度）の基本構想では、将来都市像の実現に向けて、「人」「まち」「社会」の３つの健康領域を定めています。本計画では、総合計画の３つの健康領域に基づき、障がい者施策を通して、実現をめざすまちの姿を、分野ごとに定めます。

＜心と体の健康分野＞

●障がいのある人もない人も、一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち。

●こどもがすくすく育つまち。

障がいの有無にかかわらず乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた成長や自立への支援が行われ、療育、教育、保健、医療、心のケアなど、心身の健やかな暮らしに必要な支援が充足し、子どもも大人も一人ひとりがいつまでも元気でいられるまちづくりを推進します。

＜安全・安心・快適なまちの健康分野＞

●災害などいざというときに安全で安心して暮らせるまち。

●誰もが快適に日常生活を送ることができる都市空間が整うまち。

ユニバーサルデザインの視点に立った交通機関、道路、施設や公園などの整備が行われ、障がい者や高齢の方など、全ての人が安心して移動し、快適に生活が送れるよう、都市空間が整うまちづくりを推進します。また、災害への対応力を高め、市民、事業者、行政の連携による災害に強いまちづくりを推進します。

＜家庭と地域の健康分野＞

●あらゆる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、共生が実感できるまち。

●互いに認め合う健やかな心を育むまち。

市民一人ひとりが自分らしく生きていくためには、お互いを思いやり認め合う気持ちを持つことが大切です。あらゆる差別がなくなるよう市民自ら地域の課題を主体的に解決できる環境を整え、一人ひとりの人権が尊重され、共生が実感できるまちづくりを推進します。

■ 障がい者福祉計画の施策体系

基本理念	めざすまちの姿	方針
一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活しているまち	<心と体の健康分野> ●障がいのある人もない人も、一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち。 ●こどもがすくすく育つまち。 <安全・安心・快適なまちの健康分野> ●災害などいざという時に安全で安心して暮らせるまち。 ●誰もが快適に日常生活を送ることができる都市空間が整うまち。 <家庭と地域の健康分野> ●あらゆる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、共生が実感できるまち。 ●互いに認め合う健やかな心を育むまち。	1.個人の尊重 （権利擁護と差別の解消） 2.地域生活の基盤づくり・社会的な壁のない環境づくり 3.ライフステージに応じた生活支援

個別の施策	取り組み例
１－１．権利擁護の推進 １－２．虐待の防止 １－３．障がいを理由とする差別の解消の推進と障がい者理解の促進 １－４．行政サービスにおける合理的配慮の推進	・日常生活自立支援事業 ・障害者虐待防止センター事業 ・あいサポート運動事業 ・人権啓発事業 ・選挙管理執行事務
２－１．地域で支える仕組みづくり ２－２．障害者自立支援協議会の充実 ２－３．文化・レクリエーション・スポーツ活動 ２－４．防災・防犯対策の推進 ２－５．情報アクセシビリティの向上 ２－６．障がい者施設の整備 ２－７．住まいの場の整備 ２－８．生活環境のアクセシビリティの向上	・あいサポート運動事業 ・障がい者団体支援事業 ・障害者自立支援協議会 ・障がい者社会参加促進事業 ・避難行動要支援者支援制度 ・コミュニケーション支援事業 ・グループホーム設置運営費助成事業 ・あんしん賃貸支援事業
３－１．相談支援体制の充実 ３－２．地域生活支援サービスの充実 ３－３．障がい児、発達に不安のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実 ３－４．就労の支援 ３－５．外出の支援 ３－６．経済的自立の支援 ３－７．保健・医療の充実	・相談支援事業 ・こどもの発達相談支援システム ・特別支援教育推進事業 ・障害者自立支援センター運営事業 ・移動支援事業 ・福祉手当支給事業 ・各種健康診査事業

■ 施策の内容

Ⅰ 個人の尊重（権利擁護と差別の解消）

● 基本的な考え方 ●

「障害者基本法」では、障がいの有無にかかわらず、全ての人がお互いに人格と個性を尊重し合いながら生きていくことができる共生社会の実現を目指しています。また、「障害者差別解消法」では、社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めることによって、共生社会の実現に資するとされています。

本市では、障がい者の権利擁護を推進すると同時に、障がいへの理解を浸透させることによって、障がいに対する差別や偏見のない地域社会の実現を目指します。

<施策Ⅰ－Ⅰ>権利擁護の推進

- ▸▸ 金銭や書類の管理等を支援する日常生活自立支援事業のさらなる推進を図ります。
- ▸▸ 成年後見人報酬の一部助成や後見開始の市長申立て等を通して、成年後見制度[1]の利用拡大を推進します。
- ▸▸ 成年後見制度の利用を希望される方、制度を知りたい方への講演会等を実施し、制度の周知を図ります。

<施策Ⅰ－2>虐待の防止

- ▸▸ 虐待防止のための普及啓発を進めるとともに、虐待防止に関する相談体制の充実等、虐待の予防、防止に向けて必要な体制整備に取り組みます。
- ▸▸ 通報があった際は、ケースワーカーや保健師、虐待防止センター[2]職員等、関係機関や障がい福祉事業所職員間でコミュニケーションを取り、迅速に対応できる体制の構築に取り組みます。

---

[1] 成年後見制度

知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な場合、財産管理や遺産分割、介護その他商法上の契約等で権利を侵されたり不利益を被ることがないよう、本人の代わりをする契約代理人を選任したり、誤った契約を取り消すようにすることができる保護・支援制度。

[2] 障害者虐待防止センター

虐待の通報や届出、相談を受けての事実確認や安全確認を行い、関係機関とともに対応方法を協議して、解決に向けた支援を行う。大和市では大和市障害者自立支援センター内に設置しており、２４時間通報を受け付けている。（専用連絡先：０４６－２６３－１９３２）

<施策Ⅰ−3>障がいを理由とする差別の解消の推進と障がい者理解の促進

- ▸▸ あいサポート運動[3]を地域の自治会や企業等にも広げ、より一層の障がいへの理解促進に取り組みます。
- ▸▸ 「障害者差別解消法」に関する講演会等を実施し、障がい当事者やその親族以外の方へも参加を呼びかけることで、普及啓発と障がいへの理解促進に取り組みます。
- ▸▸ 障がい者就労施設の製品の展示・販売や、障がい者週間事業における障がい福祉に関するパネル展示等、障がいへの理解を深めるための支援に継続して取り組んでいきます。
- ▸▸ 保育所・幼稚園・学校でインクルーシブ教育[4]を推進していきます。
- ▸▸ ヘルプカード[5]等の活用により、円滑に手助けが受けられるよう周知を図ります。
- ▸▸ 講演会等では当事者の方に講演していただく等、障がいのある人の声を直接聞くことができる機会を設けられるよう検討していきます。

<施策Ⅰ−4>行政サービスにおける合理的配慮の推進

- ▸▸ 視覚障がいのある人にも行政サービスが提供できるよう、点字広報や音声広報の発行等による情報提供に取り組みます。
- ▸▸ 聴覚障がいや音声言語機能障がいがある人の手続きへのサポートとして、市窓口へ手話通訳者を継続して設置します。
- ▸▸ 大和市職員対応規程に関する研修を継続して実施し、行政サービスにおける合理的配慮の推進に向けて取り組みます。

---

[3] あいサポート運動

多様な障がい特性や、困りごと、必要な配慮等を理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践することにより、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指すという運動。鳥取県が開始したもので、本市は平成３１年２月に鳥取県と協定を締結し運動を開始した。

[4] インクルーシブ教育

障がいのある子どもを含む全ての子どもに対して、子ども一人ひとりのニーズにあった適切な教育的支援を、通常の学級等において行う教育のこと。

[5] ヘルプカード

障がいや病名、かかりつけ病院や服薬している薬などの情報や、緊急連絡先等を記載しておき、災害時や緊急時等、周囲の人に手助けを求めたいときに使用するカード。

2 地域生活の基盤づくり・社会的な壁のない環境づくり

● 基本的な考え方 ●

住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現を図るためには、設備のバリアフリー[6]化をはじめとする社会的障壁の除去や、住まいをはじめとした安心できる居場所の確保が求められます。

本市では、障がいがある人が地域生活を行う上での社会的障壁の除去への取り組みを推進し、地域共生社会の実現を目指します。

<施策2－1>地域で支える仕組みづくり

- 当事者団体、家族会の活動を支えることで、地域での支え合いができる体制の整備に取り組みます。
- あいサポート運動を地域の自治会や企業等にも広げ、より一層の障がいへの理解促進に取り組みます。
- 社会福祉協議会（ボランティアセンター）等と連携し、ボランティア活動への支援に取り組みます。

<施策2－2>障害者自立支援協議会の充実

- 障害者自立支援協議会[7]のさらなる機能強化にむけて、地域の課題等の情報共有、各機関の連携による地域ネットワークの構築や社会資源の改善・開発等、障がい者福祉のシステムづくりの推進を行い、地域の課題解決に努めます。

---

[6] バリアフリー

障がい者や高齢者等が移動したり施設を利用したりする上で、バリア（障壁）となるものを取り除くことで生活しやすくしようとする考え方。社会的・制度的・心理的なバリアを取り除くという意味でも用いられる。

[7] 障害者自立支援協議会

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がい当事者団体・家族会、サービス提供事業者、教育機関等地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向けて、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている機関。

<施策2−3>文化・レクリエーション・スポーツ活動

- 障害者スポーツ大会への参加支援等、スポーツ活動を通じた社会参加の支援に継続して取り組みます。
- 各種施設の整備や、実施団体との連携により、文化・レクリエーション・スポーツ活動への参画の機会拡大を推進します。
- 余暇活動のための支援として、移動支援事業等のサービスがより充実するよう取り組みます。

<施策2−4>防災・防犯対策の推進

- 「避難行動要支援者支援制度」の活用等により、災害時の要支援者の把握や支援を受けることができるような体制づくりを推進します。
- 防災ベストの配布等によって、避難した際に支援を受けやすくなるような取り組みを継続して行います。
- 自立支援協議会で作成した障がい者向けの防災マニュアルの配布等を通して、防災意識を高めるための取り組みを推進します。

<施策2−5>情報アクセシビリティ[8]の向上

- 市からの情報提供についてさまざまな障がい特性に対応できるよう、提供手段の充実を推進します。
- 手話通訳者、要約筆記者の派遣や、情報入手に必要な日常生活用具購入への補助等、障がい特性に応じた支援に取り組みます。

---

[8] アクセシビリティ
「利用しやすさ」「近づきやすさ」という意味。施設、設備、サービス、情報等を、障がい者や高齢者等を含む誰もが不自由なく利用できるような度合いを測る言葉として使用される。

<施策2−6>障がい者施設の整備

- 福祉施設建設費償還への支援等によって事業所を設置する法人に対しての助成等に取り組みます。
- 人材確保の課題解決に向けては、広域的な課題として県・国に処遇改善の要望を行っていく等、対応を検討していきます。

<施策2−7>住まいの場の整備

- グループホームを整備する法人に対する支援を継続し、施設の充実に取り組みます。
- 自宅のバリアフリー工事への助成や緊急通報システムの設置等の支援を継続し、自宅での生活支援に取り組みます。
- 障がい者の賃貸住宅に対する悩みについての相談窓口を継続して設置します。

<施策2−8>生活環境のアクセシビリティの向上

- 「バリアフリー新法[9]」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例[10]」に基づき、公共交通機関・道路・公園等の整備をすることにより、障がいのある人の移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るとともに、誰もが快適に暮らせるようなユニバーサルデザイン[11]に配慮したまちづくりを推進します。

---

[9] バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）。高齢者、障がい者、妊婦、けが人等の、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する法律。

[10] 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

神奈川県が、福祉の街づくり条例を見直し、さらに誰もが住み良いバリアフリーのまちづくりを進めていくために、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーの考え方を基本に、より実効性の高いものとして平成２１年１０月に施行した条例。

[11] ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、全ての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある施設、製品、情報の設計（デザイン）を指す。

3 ライフステージに応じた生活支援

● 基本的な考え方 ●

障がいの種類、年齢や家族構成等の周辺環境の変化に応じて、必要な支援は変わっていきます。本人の意思決定に基づいた自立と社会参加を実現するためには、ライフステージに応じた支援をしていくことが求められます。

本市では、障がい福祉サービス等を通して、乳幼児期の療育から親なき後[12]の生活支援まで、一人ひとりにあった支援の提供を推進することで地域生活を支え、共生社会の実現を目指します。

<施策3－1>相談支援体制の充実

- 「なんでも・そうだん・やまと[13]」として、地域で障がいに関する悩みが相談できる窓口の設置を継続して行います。
- 障がい児から親なき後の支援まで、ライフステージに応じた相談ができるよう窓口の充実に取り組みます。
- 医療、介護等複合的な課題を抱える方の支援に対応するため、関係機関との連携の充実を図ります。
- 自らの意思を決定したり、表明することが困難な障がい者の意思を尊重するため、意思決定支援や相談支援体制の充実に取り組みます。
- 障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場の充実に努めます。

---

[12] 親なき後

日常的に親・家族等の介助（支援）者からの支援を受けながら暮らしてきた障がい者が、介助（支援）者の加齢、疾病、死亡等によって支援を受けることができなくなり、生活上のさまざまな課題に直面すること。

[13] なんでも・そうだん・やまと

市内在住の障がい者や家族の障がい福祉に関するさまざまな不安や悩みなどに、専門の相談員が無料で相談に応じ、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう支援する事業所。

<施策3−2>地域生活支援サービスの充実

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスや、地域生活支援事業、もしくは市単独事業等、障がい者が地域生活を送るために必要とするサービスを選択し、利用できるような体制の整備を図ります。
- 緊急時に利用できる事業所や体験として利用できる事業所等、ニーズに応じて利用できる事業所の整備を図ります。
- 地域生活支援拠点等[14]の機能の充実を図り、地域生活を支える体制整備を推進します。

<施策3−3>障がい児、発達に不安のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実

- 障がい児や発達に不安がある子どもの早期発見・早期療育のために、乳幼児健診等の母子保健事業、保育所等との一体的な支援、児童発達支援等のサービス、児童発達支援センターを中心とした地域支援等、総合的な支援体制の充実を図ります。
- 保育所・幼稚園・学校でインクルーシブ教育を推進します。また、特別支援教育センター「アンダンテ」を中心として、特別支援教育[15]の充実を図ります。
- 一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けることができるよう、各部門や関係機関との連携を強化します。

---

[14] 地域生活支援拠点等

障がい者の重度化、高齢化や「親なき後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的としたもので、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの５つの機能が軸となる。

[15] 特別支援教育

特別支援学校（盲・聾・養護学校）、特別支援学級等に在籍する児童・生徒だけではなく、通学の学級に在籍している、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症（知的発達の遅れを伴わない自閉症）等の発達障がいの子どもも含めて、一人ひとりにきめ細やかな支援をしていく教育。

<施策3−4>就労の支援

- 障害者自立支援センターを中心に、就労関係事業所や特別支援学校等と連携し、障がい者一人ひとりの状況にあった就労サービスが受けられるよう取り組みます。
- 企業、公共職業安定所やサービス提供事業所等の関係機関との連携を深め、雇用の促進を図ります。
- 障がい者就労施設等からの優先的な調達を推進し、発注量の増加に取り組みます。

<施策3−5>外出の支援

- 福祉タクシー券の交付や自動車燃料費の助成、福祉車両利用券の交付等の支援を、市単独事業として継続して実施していきます。
- 協働事業[16]として実施している移動制約者移送サービス事業について、今後も支援を継続し、移動制約者の外出支援に努めます。
- 移動支援事業による外出支援の充実に努めます。

---

[16] 協働事業
「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」の規定に基づき、市民、市民団体、事業者と市が役割と負担を明確にしながら、お互いの提案により協力して実施し、社会に貢献する事業。

<施策3−6>経済的自立の支援

- 制度案内の冊子を配布し、税金の控除・減免等、経済的な負担を軽減する制度についての周知に継続して取り組みます。
- 特別障害者手当等の国の手当や大和市障害者福祉手当を、対象となる方に適切に案内し、支給を行います。

<施策3−7>保健・医療の充実

- 障がいの原因となる生活習慣病等の予防や、早期発見のための各種健（検）診事業の実施、予防に向けた知識の普及や啓発を図るための健康講座や相談事業の充実に努めます。
- 障がいのある人の身体機能の維持・向上等を図るための保健・医療・福祉の連携に努めます。

（表紙の絵は、大和泉の森作業所、大和市障害者自立支援センター、精神保健ボランティアぐるーぷ窓の利用者の作品です。）

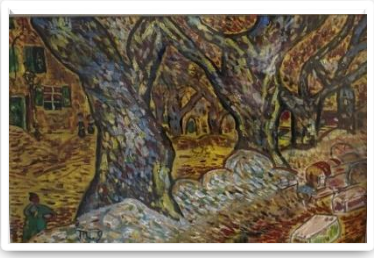

大和市障がい者福祉計画【概要版】

発行年月　：令和２年３月

編集・発行：大和市　健康福祉部　障がい福祉課

電話　：046-260-5665

ＦＡＸ：046-262-0999

〒242-8601　神奈川県大和市下鶴間一丁目１番１号